



乗務前および乗務中の判断・対処

健康起因事故は重大事故につながりやすく、各事業者はドライバーの健康状態を良好に保ち、安全確保に向けて取り組まなければなりません。ドライバーだけでなくその家族のためにも、病気の兆候を見逃さず事故を未然に防止する必要があります。

事故防止策として、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(以下、マニュアル)」に沿って、運送事業者によるドライバーの健康増進・管理について紹介します。今回は「乗務前および乗務中の判断・対処」をテーマに、マニュアルにおいて運送事業者に義務付けられていること、さらに進んだ健康管理を進めるためのポイントについて、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の花島健吾上級主任研究員に解説してもらいます。

安全に運転ができるかどうかの判断は義務です

ドライバーの当日の健康状態によって乗務可否を判断し、措置を講ずる際の全体像は下図の通りです。運転に影響を及ぼすおそれのある症状がドライバーに発生した際、「乗務前点呼」や「乗務中の対処」でいかに防ぐかという、まさに水際の対応がポイントになります。

マニュアルでは、乗務前点呼においてドライバーが安全に乗務できるかを事業者が判断することは義務とされています。実質的には、点呼を行う運行管理者が主にその責を負うことになるでしょう。点呼では、ドライバーの健康状態に異常が現れていないかを確認することが求められています。

ドライバーの健康状態による乗務可否の判断・対処

「乗務前」の判断・対処 (運行管理者が実施)

乗務前点呼における乗務判断

- 点呼において疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無などについて確認する必要があります。

点呼の結果、ドライバーが乗務できない場合の対処

- 安全上、代わりのドライバーの手配などをあらかじめ定めておくことが必要があります。

「乗務中」の判断・対処 (ドライバーおよび運行管理者が実施)

- ドライバーは、乗務中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告をする必要があります。

- 運行管理者は、乗務中の緊急時の対処方法やその際の連絡体制についてのルールづくりを行い、日頃からドライバーに周知徹底することが求められています。

■点呼における乗務中止の判断目安：下記のいずれかに該当する場合、直ちに乗務を止め、医師の診断を受診させる必要があります。

- 左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがある
- 脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがある
- 片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じる
- 強い頭痛があるなど

出典：国土交通省「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

花島健吾 (はなじま けんご)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、運輸・モビリティ本部、運輸チーム チームリーダー 上級主任研究員 博士(工学)
旅客・貨物運送事業者を中心に安全管理体制向上コンサルティングに従事。各地方バス協会、地方トラック協会等で講演多数。

点呼時以外でも普段からドライバーの様子をチェック

点呼時だけでなく、普段からも可能な限り注意深くドライバーの観察に努めてください。特に実施してもらいたいポイントは3つです。

①ドライバーには声を出させる

声の調子や話し方も、身体上の異常を把握する重要なポイントです。一方的に指示事項を伝えるだけではなく、「質問を投げかける」「唱和を行う」などしてなるべくドライバーが声を出す機会を設けましょう。それが回らない様子などから脳疾患の把握につながったケースもあります。

②ドライバーが自己申告しやすい雰囲気をつくる

マニュアルに記載されている把握すべき症状の全てを、第三者が外見のみで判断するのは至難の業でしょう。自分の体のことはやはり自分が一番よく分かります。ここはドライバーからの自己申告に頼らざるを得ません。ドライバーが体調に違和感を覚えた際に進んで申告しやすいよう、普段から管理者自ら意思疎通を図るよう努めましょう。

③ドライバーが体調不良を申告することへの不安をなくす

ドライバーの何らかの症状を把握したとしても、多くの事業者において「乗務させない」という判断を即座に下すことは難しいでしょう。そこには、交代ドライバー確保の問題があるからです。マニュアルでは、ドライバーが乗務できない場合、代わりのドライバーの手配方法を明確化しておくことが求められています。

しかし、ドライバー確保に対する不安が大きいと本当に危険な場合でも正しい判断が下せないおそれがあります。バックアップ体制を整備しドライバーに周知することで、いざという時の正しい判断を担保するとともに、ドライバーが体調不良を申告することへの不安を減らします。

交代ドライバー確保のために事業者が工夫していること

- 何かあったら声をかけるリザーバー(交代要員)をあらかじめ決めておく

(ただし、交代要員の休息期間中にいつでも乗務に応じられるように要請することは避けましょう。十分な休息を妨げるばかりではなく、実質的には拘束時間となるおそれがあります)

- 乗務できない人の穴を埋めるために、各ドライバーの乗務を前に繰り上げる

(乗務を前に繰り上げると穴が空いた運行まで時間を稼げるため、その間に休暇中のドライバーに連絡を取り、乗務を依頼します)

万一の際の対応をドライバーに周知

点呼時に体調が正常であった場合でも、乗務中にドライバーの体調が急変し、運行に悪影響を及ぼす場合も考えられます。マニュアルでは「即座の運転中止」「休憩の確保」「運行管理者への報告」など、必要な措置を講じなければならないとされています。そのため、ドライバーが適切な対応ができるよう、事業者は緊急時の対処方法やその際の連絡体制などについてのルールづくりを行い、日頃からドライバーに周知徹底しておくこと

が必要です。しかし、ドライバーが乗務中に体調が急変した場合、適切に判断を行うことは困難でしょう。また、判断を行う間もなく意識レベルが急激に下がってしまうようなケースも考えられます。ドライバーがこのような判断を迫られることがないよう、健康管理の指導などできるだけ上流で健康起因事故を食い止められる仕組みづくりに努めましょう。

万一の際の対応について詳しくは、[事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル](#)



点呼でドライバーの異常を察知し、的確な乗務可否の判断を。

日野自動車は、お客様向けお役立ち講習を実施しています

お客様の安全運行に貢献するため、日野自動車では国交省認定「運行管理者等指導講習」を実施しています。また、健康起因事故の防止を目的とした「ドライバー様向け健康マネジメントセミナー」を新規コンテンツとして追加。ドライバー様ご自身が真摯に健康について考えるきっかけづくりをお手伝いしています。